

令和8年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

相談系説明項目

1 情報共有の徹底・適切な対応	8 相談支援従事者現任研修
2 人員基準等の毎月の確認	9 相談支援員
3 申請・変更・廃止等の手続	10 秘密保持等
4 処遇改善加算の拡充、算定の注意点	11 業務管理体制の整備
5 障害者の意思決定支援の推進	12 意思決定支援ガイドライン
6 各種減算	13 行政処分
7 情報公表制度	

障害福祉課障害施設係

1 情報共有の徹底・適切な対応について

運営指導での指導内容、請求エラー内容を見ると変更届出が提出されていない内容の請求がされていたり、人員基準を満たしていない例などが見られた。

→以下の情報を確認するとともに、事業所内の従業員での情報共有を図る。

- 運営規程
(営業時間、対象者、その他の費用など)
- 付表14, 15
- 利用者との契約の際の重要事項説明書
- サービス等利用計画

2 人員基準等の毎月の確認について

- 別紙1－1（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）
- 標準様式4（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）
- 別紙95（前年度平均利用者数）

H30年度から相談支援専門員の標準担当件数(35件/月)が設定されていますので、利用状況の把握を行ってください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

(1) 指定申請、更新申請

・・・事業開始(更新)予定日の2か月前まで

(2) 廃止届、休止届・・・1か月前まで

(3) 再開届・・・再開の日から10日以内

提出期限を厳守してください。

3 申請・変更・廃止等の手続について

(4) 変更届

① 介護給付費に関するもの以外

… 変更のあった日から10日以内

② 介護給付費に関するもの

毎月15日以前… 翌月から算定

毎月16日以降… 翌々月から算定

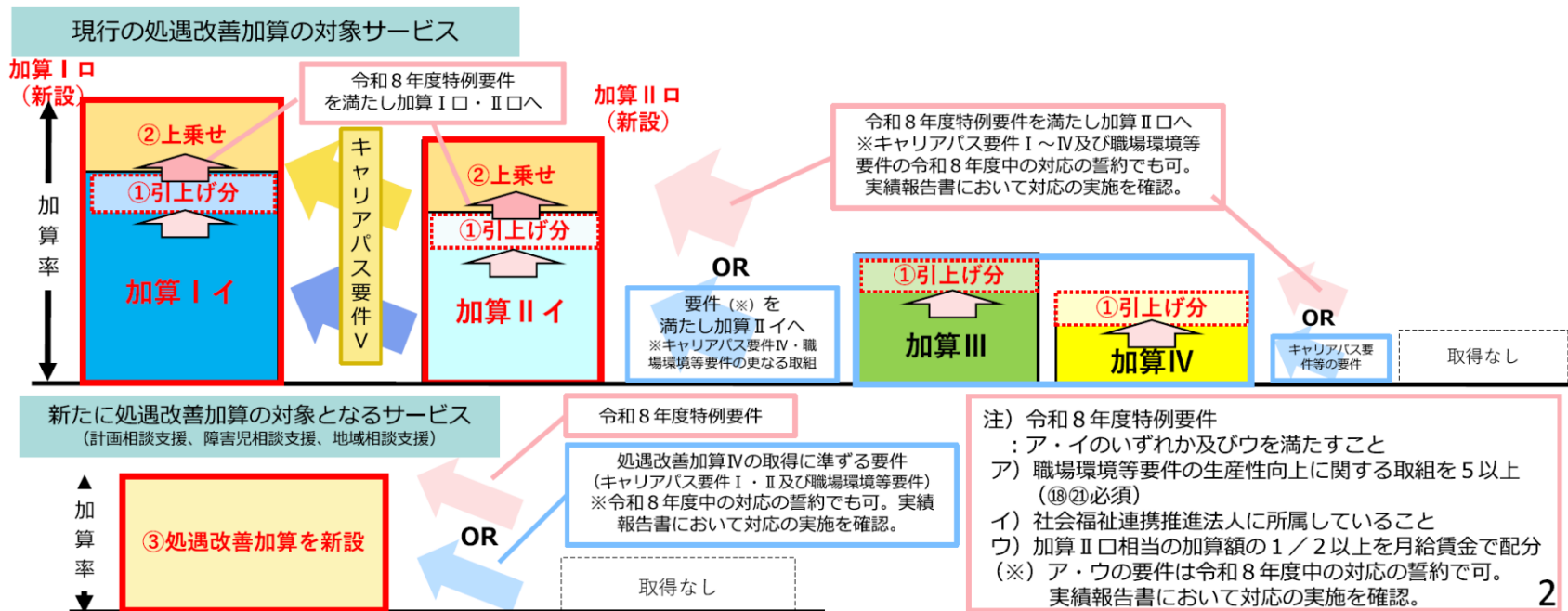
算定要件を満たさなくなった場合

→ 変更または終了の届出を 速やかに

提出期限を厳守してください。

4 処遇改善加算の拡充

- ① 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大(加算率の引上げ)
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算の新設
- ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



4 処遇改善加算算定の注意点

福祉・介護職員等処遇改善加算

① 福祉・介護職員への配分を基本

特に経験・技能のある福祉・介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、障害福祉サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認める。ただし、例えば一部の職員や一部の事業所に加算を原資とする賃金改善を集中させることなど職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

② キャリアパス要件・職場環境等要件の取組に要する費用を、賃金改善額に含めていないか？（賃金改善分に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分は含むことができる）

表 2－3 処遇改善加算の算定要件（賃金改善以外の要件）（令和 8 年 6 月以降。表 1－4 に掲げるサービスに限る。）

	①令和 8 年度 特例要件	②処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件 (以下の (i) ～ (iii) を全て満たすこと)		
	生産性向上や 協働化に係る取組 改善後の賃金要件 (460万円一人以 上)	(i) キャリアパス 要件Ⅰ	(ii) キャリアパス 要件Ⅱ	(iii) 職場環境等 要件
		任用要件・賃金体系 の整備等	研修の実施等	区ごとに 1 以上の 取組（生産性向上は 5 以上）
福祉・介護職員等処遇改善加算	(○)	又	は	(○)

4 処遇改善加算算定の注意点

算定に当たっては、賃金改善の実施に加え、以下の①又は②に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

①令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組として、以下のいずれかの取組を行っていること。

(ア)職場環境等要件の「⑤生産性向上のための取組」の中から、5以上の取組を実施すること。(2項目必須あり)

※令和8年度においては、令和8年度中に職場環境等要件の取組を行うことを誓約した場合、要件を満たすものとして取り扱う。

ただし、令和9年3月までに取組、を行い実績報告書にて報告が必要。

(イ)法人が社会福祉連携推進法人に所属していること。

②加算Ⅳの取得に準ずる要件の(i)～(iii)を全て満たすこと

(i)キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

(ii)キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

(iii)職場環境等要件

※令和8年度においては、令和8年度中に職場環境等要件の取組を行うことを誓約した場合、要件を満たすものとして取り扱う。

ただし、令和9年3月までに取組を行い実績報告書にて報告が必要。

4 処遇改善加算算定の注意点

福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の作成に当たっての注意点

①事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程（就業規則等）がきちんと整備できているか？

②計画書の内容、実施した処遇改善の内容について、職員へ周知しているか？

※自署で署名を受ける必要があり、実績報告で提出が必要です。

③計画書の記載内容の根拠となる資料等を適切に保管し、指定権者から求めがあった場合に速やかに提出できるようにしているか？

※加算の詳細については、[市ホームページ](#)を参照ください。

5 障害者の意思決定支援の推進について

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

6 各種減算について

【虐待防止措置未実施減算】

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

①基準

- ・虐待防止委員会を定期的(1年に1回以上)に開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

②減算単位 所定単位数の1%

6 各種減算について

【業務継続未策定減算】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

①基準

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。

- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

②減算単位 所定単位数の1%を減算

7 情報公表制度について

【主旨・目的】

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事(※)へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事(※)が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする。
(平成30年4月施行)
※鹿児島市の場合は市長。

7 情報公表制度について

【公表の方法】

WAM NET(ワムネット:独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト)の「障害福祉サービス等情報公表システム」において公表。

【報告の方法】

事業所が直接情報公表システムにログインし入力

【報告時期】

毎年5月に情報公表の内容について更新すること。
(新規事業者は指定後2月以内に報告)

※未報告の場合は、情報公表未報告減算(所定単位数の5%)の対象となります。

7 情報公表制度について

【経営情報の見える化】

障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7年8月より運用を開始。（グルーピングしたデータを公表）

【報告時期】

事業所（法人）の定める毎会計年度終了後3ヶ月以内。

例：令和8年9月決算→令和8年12月までに報告

令和8年12月決算→令和9年3月までに報告

※未報告の場合は、情報公表未報告減算（所定単位数の5%を減算）の対象となります。

8 相談支援従事者現任研修

- ・初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年ごとの年度末までに1回以上修了する必要あり。
- ・修了しないと相談支援専門員の資格が失効。

24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
	①					②					③				

初任者



現任



現任



現任

9 相談支援員について

【計画相談支援・障害児相談支援】

機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受け
ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・
精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。

以下の取扱いができます。

記

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所に
おける機能強化型の取扱件数において1人につき相談支援
専門員0.5人とみなして算定する

相談支援専門員と同様市への届出が必要。職名においてその他の職員と区別
を

10 秘密保持等について

- ・ 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ・ 他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。
-
- 従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を職業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
 - 利用者及びその家族から個人情報の利用について同意を得ておくこと。

11 業務管理体制の整備について

【趣旨】

事業者等は、事業の適正な運営を確保するため、法令順守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることになっている。

まだ提出していない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。（詳しくは市ホームページを参照）

【届出先】

	事業所等の所在地	届出先
(1)	すべての事業所等が、鹿児島市内に所在する場合	鹿児島市
(2)	すべての事業所等が、鹿児島県内に所在する場合（上記（1）を除く）	鹿児島県
(3)	すべての事業所等が、複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

【整備する業務管理体制の内容】 ※1 事業所の数はサービス種類ごとに数える。

事業所数 ※1	届出事項
1以上20未満	①法令順守責任者の専任
20以上100未満	①及び②法令遵守規程の概要
100以上	①、②及び③業務執行の状況の監査の方法の概要

12 意思決定支援ガイドライン

(1) 意思決定支援とは・・・

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、
本人の意思の確認や意思及び選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選考の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する三要素

本人の 判断能力

障害者本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要

意思決定が 必要な場面

- ①日常生活における場面(食事、外出、余暇活動 等)
- ②社会生活における場面(自宅→GH、施設→地域等への移行 等)

人的・物理的環境 による影響

- ・本人に関わる職員や関係者による人的な影響
- ・環境による影響
- ・本人の経験の影響

12 意思決定支援ガイドライン

(2) 意思決定支援の基本的原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する姿勢が求められる
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まり、本人の行動に関する記録やこれまでの生活史、人間関係等の様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定する

(3) 最善の利益の判断(本人の意思の推定が困難な場合)

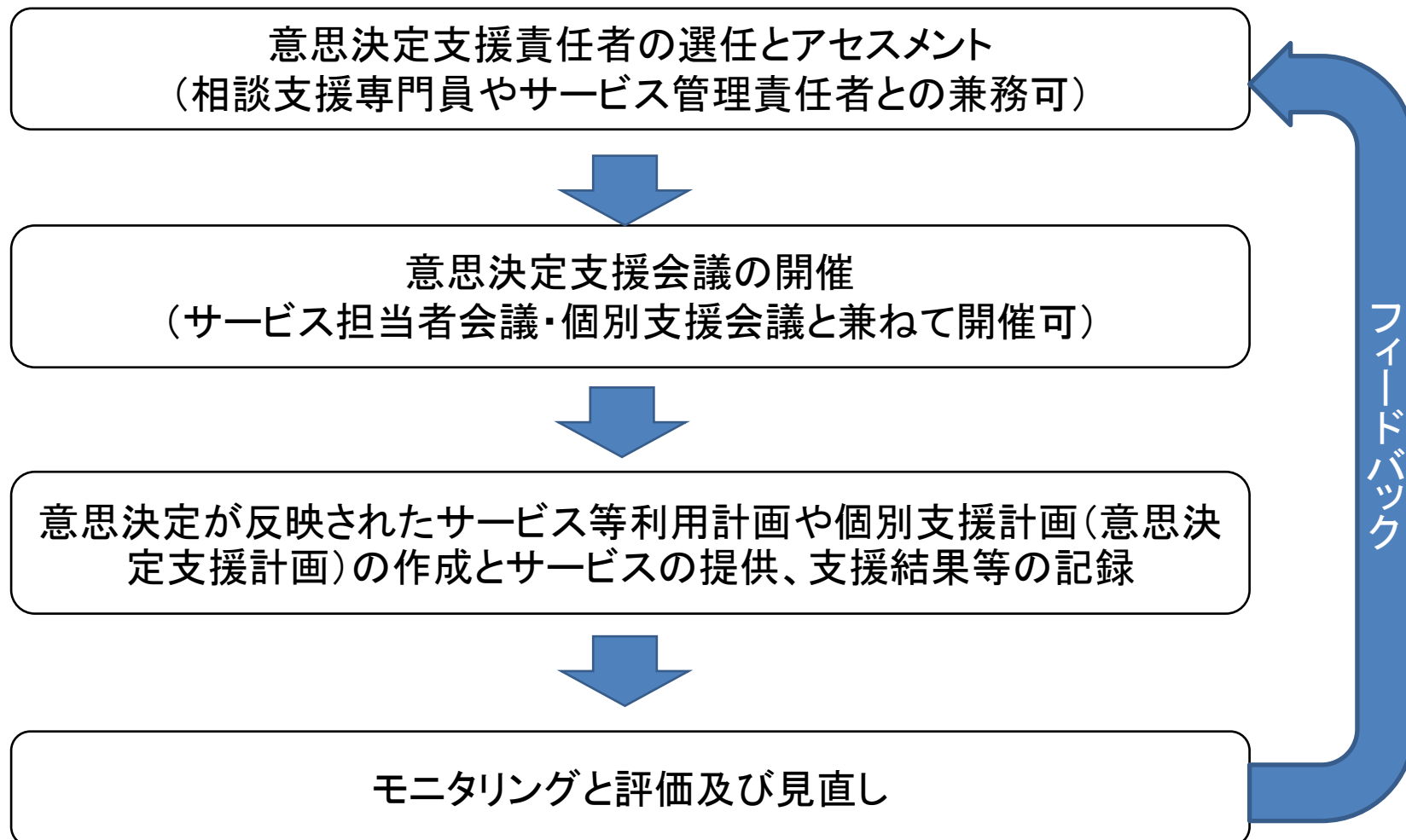
本人の意思の推定が困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断することとなる。(最後の手段)

(留意点)

- ① メリット・デメリットの検討
- ② 相反する選択肢の両立
- ③ 自由の制限の最小化

12 意思決定支援ガイドライン

(4) 意思決定支援の枠組み



13 行政処分について

- ・本市の障害福祉サービス事業所等に対して、従業者による虐待や報酬を不正に請求するなどの事由により行政処分を実施しています。
- ・基準違反や虐待、不正請求などは、障害者の尊厳を害するのみならず、制度全体の信頼を損なうもので到底許されるものではありません。
- ・人員配置の不正や、運営指導において、個別支援計画が適正に作成されていない場合に減算することの指摘があったにも関わらず、その後も適正な計画作成がなされず、減算もされていないことなどが指定取消に繋がるケースもあります。
- ・事業所等におかれましては、国の基準省令やガイドライン等の遵守、運営指導の指摘を確実に改善していくなど、適切な運営をお願いします。
- ・処分事案の概要（鹿児島市ホームページ）

障害者総合支援法に基づく行政処分

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/syougaisyasougoushiennhougyouseisyobun.html>

児童福祉法に基づく行政処分

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/gyouseisyobun_top.html